

発行所

株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 国税不服審判所の位置付け

Q : 国税不服審判所とはどんなところですか? またどのような位置付けになっているのですか?

A : 審判所は、国税庁の附属機関であり、第三者審査裁決機関ではないとする高裁の判断が下されています。

【解説】

国税不服審判所は、国税が行った処分に対して不服申立て(審査請求)が行える特別な機関ですが、国税の執行機関とは独立した第三者的機関として、自ら裁決を下す権限を有している機関とされています。

しかし、最近、高裁が次のような興味深い判断を下していますので参考にしてください。

この事件は、国税不服審判所が下した誤った裁決を一審が支持したとして、課税当局がその取消しを求めて控訴したのですが、これについて高裁では、国税不服審判所は、国税庁の附属機関であり、裁決は行政部内の最終判断であり、この判断に課税当局が不服として主張を行うことは、国民一般の税務行政の統一性、一貫性について信頼を損なうものであり、主張を採用するのは相当でないとし、そのうえで、国税不服審判長のする裁決は、行政部内における最終判断と位置付け、その判断に不服を抱く課税当局が、国税不服審判所が一定の限度で税務の執行機関から独立した機関となるよう制度設計されている独立性を理由として、裁決の判断を否定する根拠とすることはできないと示しました。

